

農地等の相続税の納税猶予制度の適用を受けられた方へ

名古屋国税局

農地等の相続税の納税猶予とは

- 農地等の相続税の納税猶予は、農業を継続する等の一定の要件の下に、相続税の一定税額の納税が猶予される制度です。
- 相続税の申告時に税金が免除される制度ではないことから、定期的に「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出するほか、特例適用農地を譲渡等した場合には、猶予税額の一部または全部を納付していただくことがあります。

相続税の納税猶予の継続届出書の提出

- 相続税の申告期限から3年ごとに、「相続税の納税猶予の継続届出書」、農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書、特例適用農地の作付け状況（生産量、出荷量、出荷先等）を記載した明細書等を税務署へ提出してください。
- 提出が必要となる時期に、税務署から「相続税の納税猶予の継続届出書」を送付しますので、御確認の上、提出の準備をしてください。
- 名古屋国税局のホームページ（QRコード及びURLは裏面に記載）には、特例適用農地の作付け状況を記録することができる「作付け状況等の記録簿」（Excel形式）を掲載しています。適宜データを保存又は出力して御活用ください。

特例農地等の交換や買換えをする場合の承認申請

特例農地等の交換や買換えをする場合は、一定の要件の下、事前に税務署に対して承認申請を行うことで、引き続き納税猶予の適用を受けることができます。

相続税の免除届出書の提出

次の事実が生じたときは、速やかに「相続税の免除届出書」を提出してください。

- 納税猶予の適用を受けている人が死亡した場合
- 特例農地等を推定相続人に生前一括贈与した場合
- 市街化区域内農地等（都市営農農地等を有する場合を除きます。）の納税猶予の適用を受けている人で、申告期限から20年を経過した場合



納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予の期間中に特例農地等について、次の事実等が生じた場合は、猶予税額の全部又は一部を利子税と併せて所定の期限までに納付しなければなりません。

なお、所定の期限までに納付がない場合には、延滞税がかかります。

- 譲渡、贈与、転用
- 地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権の設定（特定貸付け等の一定の場合を除く。）
- 耕作の放棄、農業経営の廃止
- 継続届出書の未提出
- 納税猶予の任意取りやめ
- 担保の変更命令に応じない場合 など

問合せ等

国税庁及び名古屋国税局のホームページには、納税猶予に関する各種様式等を掲載しています。

《各種届出様式》



《作付け状況等の記録簿》



国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/mokuji_03.htm

名古屋国税局ホームページ

<https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/topics/nochi-nozeyuyo/index.htm>

御自宅にパソコン等のインターネット環境がない場合は、最寄りの税務署の資産課税（担当）部門において各種様式等を交付することも可能です。

農地等の相続税の納税猶予制度について、税務署において面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきますので、相続税申告書を提出された税務署の資産課税（担当）部門に電話で面接日時を御予約ください。

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



税務署

この社会 あなたの税がいきている

(R3.7)